特定高圧ガス取扱主任者届書について

１　特定高圧ガス取扱主任者を選解任した場合は、都道府県知事への届出が必要です。

　特定高圧ガス消費者は、特定高圧ガス取扱主任者を選任又は解任したときは、遅滞なく、その旨を鳥取県知事に届け出なけなければなりません。

２　手続きに必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類 | 部数 | 備考 |
| 特定高圧ガス取扱主任者届書（一般則様式第３６、液石則様式第３５） | 1 | 選解任を同時に行うときは、届書にまとめて記載すること。控えが必要な時は、副本とともに２部提出すること。 |
| 経済産業省令に定める取扱主任者の選任要件を満たすことを証明する書類 | 1 | 解任される取扱主任者については不要 |

３　手数料

　　不要

４　届出の方法

届出に必要な書類を、次の申請先に郵送し、又は持参してください。

|  |
| --- |
| 鳥取県危機管理局消防防災課〒６８０－８５７０　鳥取市東町一丁目２７１番地　電話　０８５７－２６－７０６３ |

様式第３６（一般則第７５条）、様式第３５（液石則第７３条）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 特定高圧ガス取扱主任者届書 | 一般液石 | (選任)(解任) |  |  |
| ×受理年月日 |  |
| 名称（事業所の名称を含む。） | 　 |
|  | 〒　 |
| 選任 |  | 　 |
| 解任 |  | 　 |
|  | 　 |
|  | 　 |

　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　代表者　氏名

　鳥取県知事　様

備考 １ この用紙の大きさは、日本産業規格A４とすること。

 ２ ×印の項は記載しないこと。